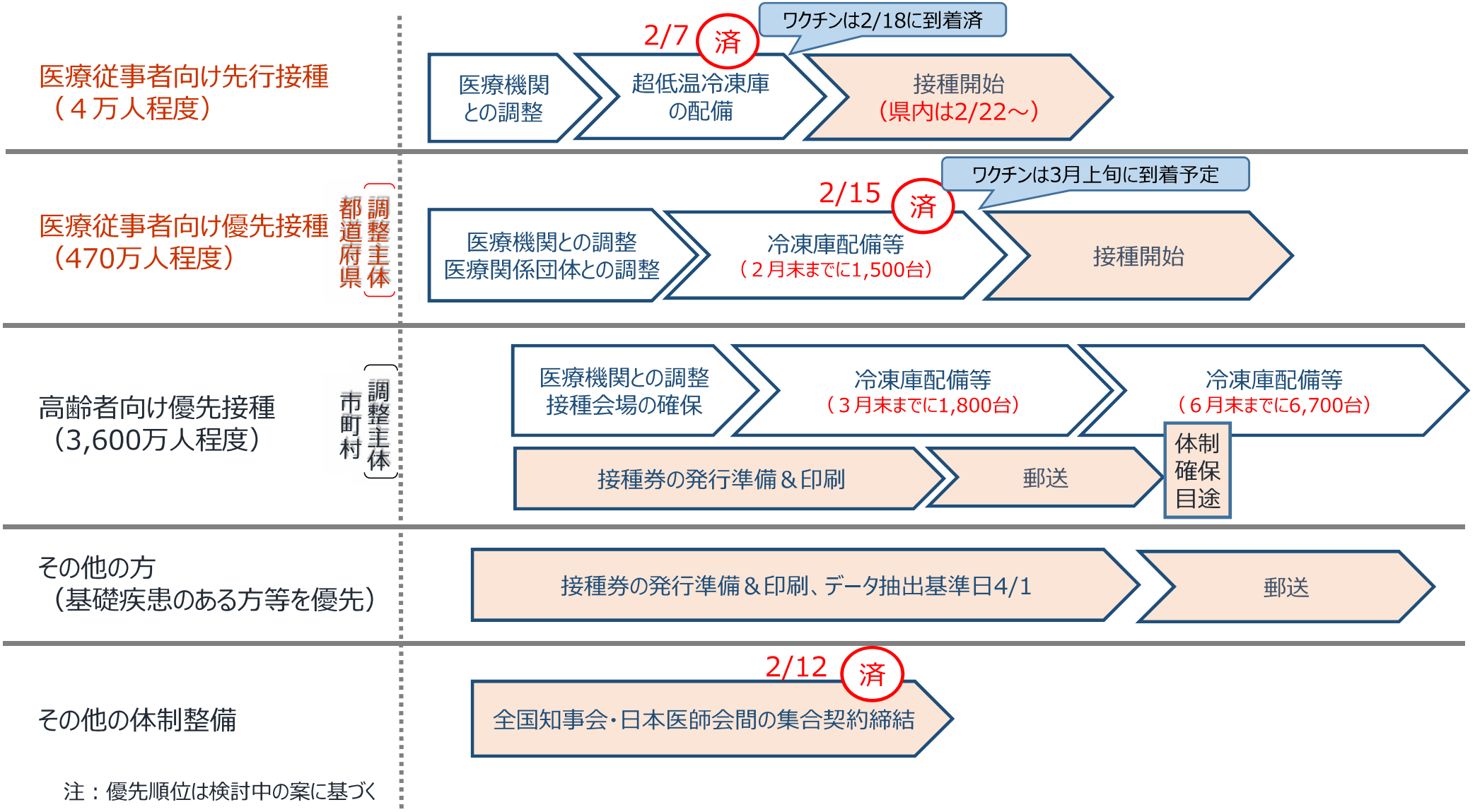
新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

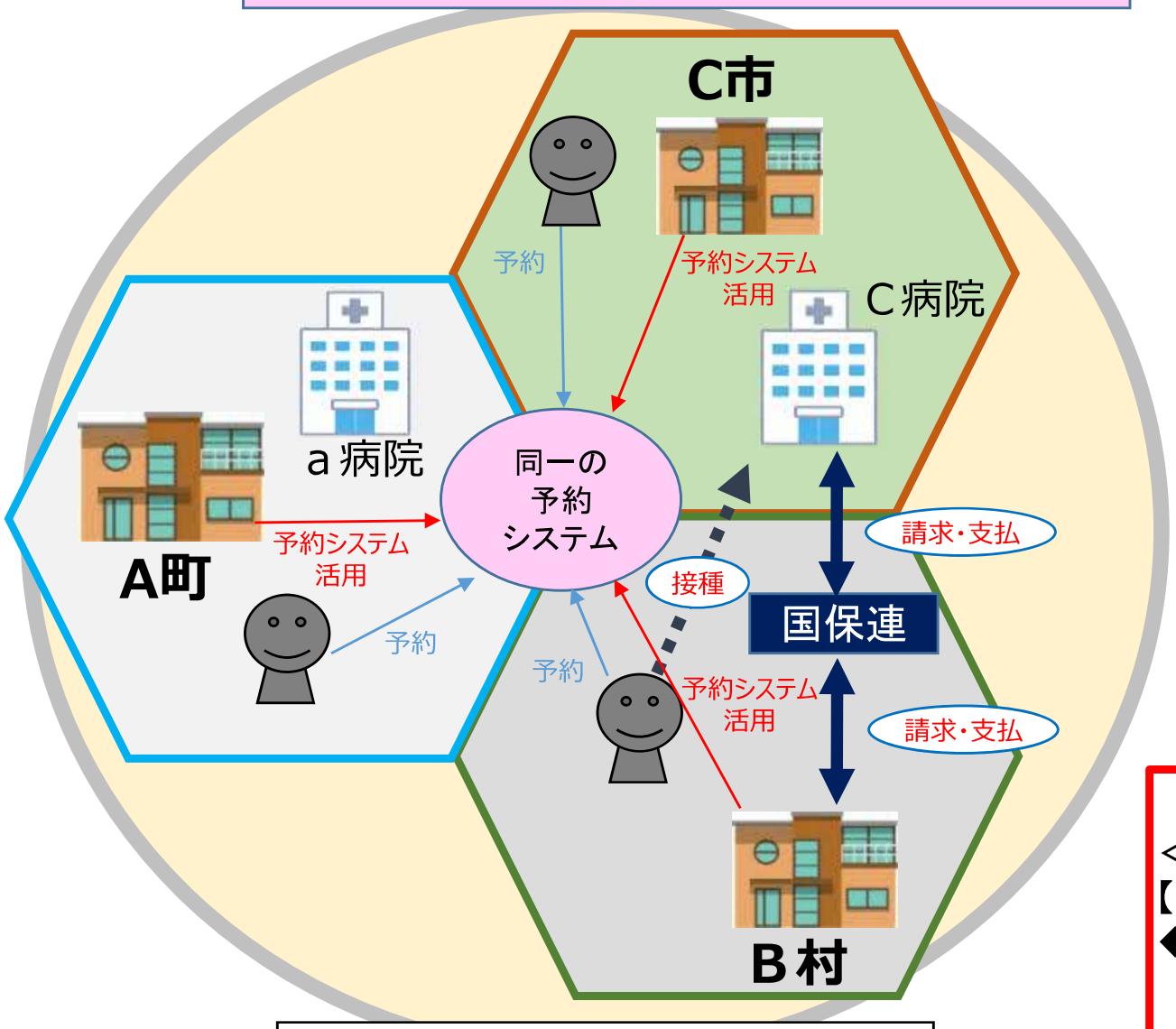
○ ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、市町村と連携して、接種体制を整える。



注：優先順位は検討中の案に基づく

複数市町村による共同接種体制の構築

・中部圏域で同一の予約システムを活用することによる予約の一元化に向け調整中



共同で接種体制を構築

- 近隣市町村で共同で接種体制を構築した場合、当該市町村相互間で、住民が他の市町村の医療機関で接種することができる。
- この場合、住所地外接種のための申請は不要。
- 費用請求についても、医療機関が直接各自治体に請求することも可能。（同一市町村内接種と同様の取扱い）
- 医療機関の負担軽減を図るため、費用の請求・支払い事務を国保連を通じて行うことも調整中。

＜その他県内の主な検討状況＞
【西部圏域】
◆伯耆町の集団接種会場へ日野病院からの医師派遣

国保運営協議会開催結果について

すこやか健康課

１　趣旨

令和３年２月 18 日に国保運営協議会を開催し、令和３年度の国民健康保険税率について審議を行った。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、保険税率をもう一年据え置きにする提案を行った。

２　議事

（１）　令和３年度国民健康保険税率(案)について

・令和３年度の納付金は、県が医療費推計を下方修正したことで約 2,400 万円の減額となった。

・一方、新型コロナウイルス感染症の影響で被保険者の所得が減少し、保険税収入等の減少も予想される。

・保険税収入等の減少を考慮に入れて令和３年度の財政推計を行ったところ、基金等を活用すればもう１年据え置きにすることも可能という結果が出た。

・経済状況が悪化する中、保険税率の引き上げは困難と判断し、昨年度に引き続き保険税率の据え置きを提案した。

・条例改正の方法について、昨年度とは納付金の状況も変わってきていることから、税率引き上げの再延期ではなく、一旦元の税率に戻すことについて意見を伺った。

（２）　委員からの意見

・現状を考慮し、税率据え置きに全員賛成となった。

・赤字にならないようにしてほしい。なった場合は町で対応の検討を。

・令和３年度は条例を元に戻すとしても、令和４年度の税率改定の際は資産割の廃止については協議済みであることを念頭に置くこと。

３　今後のスケジュール(案)

・令和３年３月　琴浦町国民健康保険税条例の一部改正案を議会に上程

第８期介護保険事業計画と介護保険料について

すこやか健康課

１　第８期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

基本理念：いつまでも住みなれた地域で暮らせる共生のまち

①地域包括ケアシステムの進化と地域共生社会の実現

②健康寿命日本一のまち

③介護サービスの充実・向上と介護給付等の適正化

２　第８期介護保険料について

（１）　介護保険料算定の概要

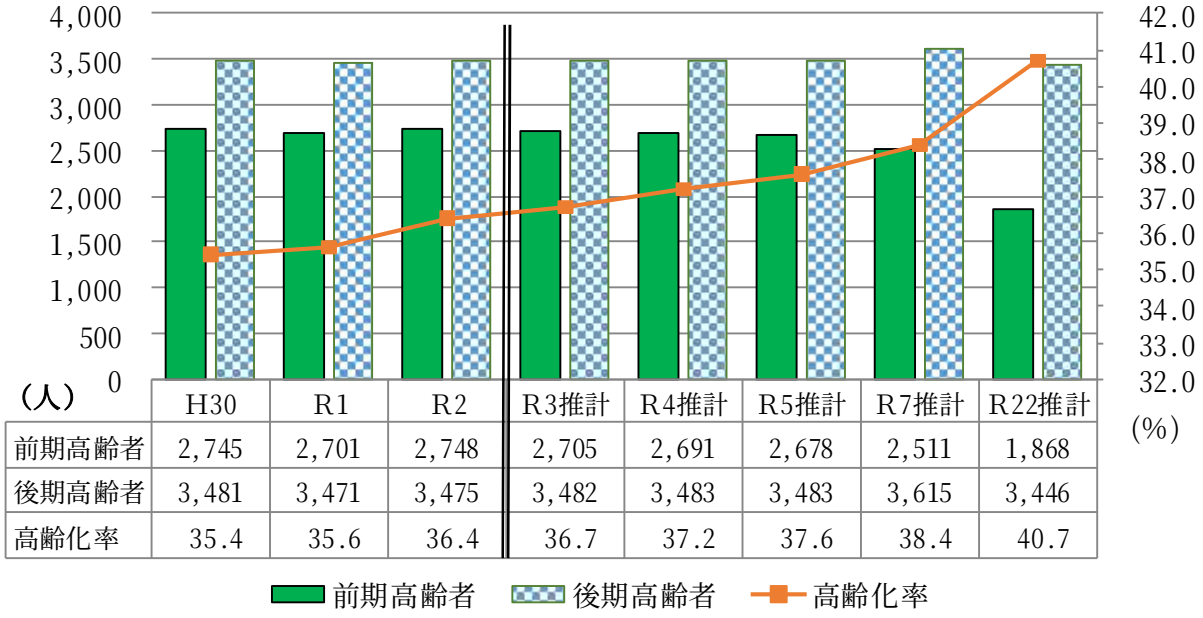
第１号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、３年ごとに見直しを行います。令和３年度から５年度の３年間に必要な保険給付費等の見込額や高齢者人口を推計し、介護保険料により収納することが必要な額を算定し決定しています。

（２）　高齢者人口等の推移

高齢者(65歳以上)人口は緩やかに減少しますが、令和22年(2040年)には高齢化率が４割になると見込んでおります。

また、要介護等認定者数は増加傾向にあり、今後、保険給付費も年々増加すると予測しています。

前期・後期高齢者人口と高齢化率の推移

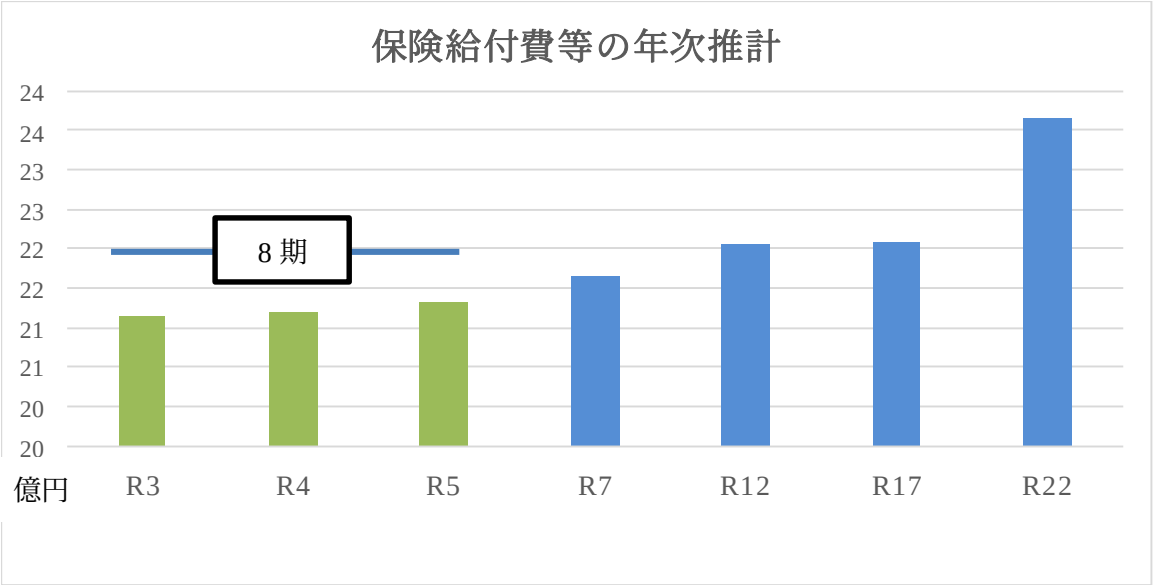


	H30	R1	R2	R3推計	R4推計	R5推計	R7推計	R22推計
前期高齢者	2,745	2,701	2,748	2,705	2,691	2,678	2,511	1,868
後期高齢者	3,481	3,471	3,475	3,482	3,483	3,483	3,615	3,446
高齢化率	35.4	35.6	36.4	36.7	37.2	37.6	38.4	40.7

(琴浦町住民基本台帳　各年９月末　推計はすこやか健康課)

（３）　保険給付費等の推移

第８期計画の保険給付等に必要な額は、63億6,581万円(３年間)と見込んでいます。



※ 第８期計画での推計

保険給付費等＝標準給付費＋地域支援事業費

（４）　第１号被保険者(65 歳以上の方)の介護保険料の算定(概要)

第１号被保険者の介護保険料は、令和３年度から５年度までの３年間の保険給付費等を基に算定します。

$$\text{月額保険料} = \frac{((\text{３年間の保険給付費等見込額} \times 23\%) + \text{調整交付金など}) \div \text{収納率 } 97\%}{\text{(基準額)　琴浦町の３年間における第１号被保険者補正人数　18,496 人}} \div 12\text{月}$$

１３億３，０６５万５，５６９円

試算：保険料基準額　月額５，９９５円

※　第８期計画介護保険料算定に影響する事項

①要介護等認定者数が増加傾向にある。

②介護報酬改定0.7%プラス→給付費の増額

②保険料剰余金積立額を３億９千万円見込んでいる。

介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減や基金残高等を勘案し、保険料基準月額 6,000 円を 5,700 円に下げる。財源は基金を取り崩すことで予算措置したい。(3 年間で約 5000 万円取り崩し見込み)

３月議会に介護保険条例の一部改正を提案します。

3　介護保険料　第７期計画と第８期計画

※第１段階～３段階保険料は、低所得者保険料軽減負担金事業(国 1/2 県 1/4 町 1/4)で負担軽減しています。

所得段階	第８期計画の対象者			保険料率	第７期計画 保険料月額 R2.10 末人数	保険料率	**第８期計画 保険料月額**
第１段階	◎生活保護受給者 ◎住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ◎住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方			0.5 (0.3)	3,000 ※(1,800) 691 人	0.5 (0.3)	2,850 ※(1,710)
第２段階	本人住民税非課税	住民税非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の方	0.75 (0.5)	4,500 ※(3,000) 658 人	0.75 (0.5)	4,275 ※(2,850)
第３段階			合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	0.75 (0.7)	4,500 ※(4,200) 558 人	0.75 (0.7)	4,275 ※(3,990)
第４段階		住民税課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.90	5,400 577 人	0.90	5,130
第５段階			合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	1.00	6,000 基準額 1,434 人	1.00	5,700 基準額
第６段階	本人住民税課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満の方		1.20	7,200 1,113 人	1.20	6,840
第７段階		前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方		1.30	7,800 675 人	1.30	7,410
第８段階		前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方		1.50	9,000 278 人	1.50	8,550
第９段階		前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方		1.80	10,800 102 人	1.70	9,690
第 10 段階		前年の合計所得金額が 420 万円以上 620 万円未満の方		2.00	12,000 71 人	1.90	10,830
第 11 段階		前年の合計所得金額が 620 万円以上 820 万円未満の方		2.50	15,000 18 人	2.10	11,970
第 12 段階		前年の合計所得金額が 820 万円以上の方		3.00	18,000 29 人	2.30	13,110